

## 現場代理人の常駐義務緩和及び 兼任の運用基準の制定について（お知らせ）

現場代理人については、工事請負契約約款により常駐義務を定めておりますが、工事現場における運営取締り等に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保される場合には、常駐を要しないこととすることができると規定されています。しかしながら、常駐を緩和できる基準が明確でなかったことから、この度羽村市における基準を制定いたしましたのでお知らせします。概要については下記のとおりとなります。

### ●常駐義務の緩和について

要件 （いずれも満たすこと）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡体制が書面により明らかにされていること</li> <li>・市の監督員が現場代理人と常に連絡を取ることができ、緊急時には現場代理人が直ちに工事現場に赴くことができること</li> </ul>	
常駐を緩和 することができる期間	契約金額※1が 4,000万円未満 ※2の工事	工事の全期間
	上記以外の 工事	現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事が開始されるまでの期間の他、工事現場における施工の開始がされるまでの期間
		自然災害の発生、埋蔵文化財の調査等のやむを得ない事由により工事現場における施工の全部を中止している期間
	上記のほか工事現場において作業等が行われていない期間	

※1 増額変更があった場合には変更前の金額

※2 建築一式工事にあつては8,000万円未満

### ●他公共工事との兼任について

要件 （いずれも満たすこと）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐義務の緩和の要件を満たすこと</li> <li>・兼任する公共工事の契約金額※1が、いずれも4,000万円未満※2</li> <li>・兼任する公共工事の合計件数が3件以内</li> <li>・兼任する公共工事の工事現場相互の距離が、いずれもおおむね10km以内</li> </ul>
届出	「現場代理人兼任届」に必要事項を記載し届け出てください

※1 増額変更があった場合には変更前の金額

※2 建築一式工事にあつては8,000万円未満

### ●その他

修繕契約については、約款で現場代理人の常駐義務を定めておりませんので、本運用基準の適用対象外となります。

問合せ	羽村市 総務部 契約管財課 契約係	電話 042-555-1111 (内線 392)
	まちづくり部 土木課 道路管理係・公園管理係	(内線 292・282)
	まちづくり部 建築課 建築係	(内線 253)
	上下水道部 上下水道設備課 工務係	電話 042-554-2269